

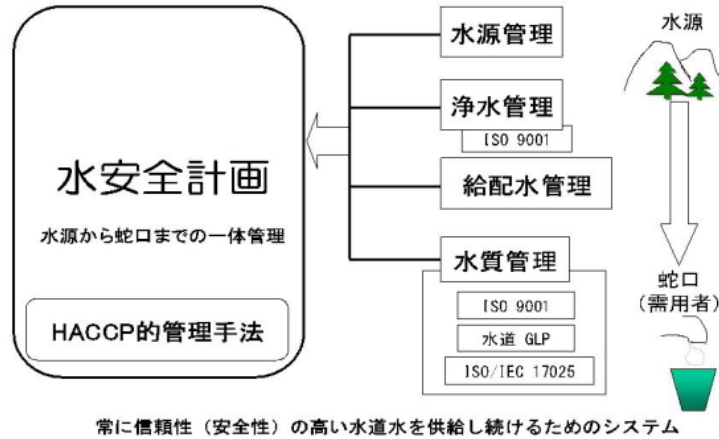
1. 水安全計画の策定業務

概要

我が国の水道では、水道水の水質基準項目に比べ常時監視可能なものは少なく、検査により結果を得る場合、それなりの時間を要するため、水質検査以外の措置により水の安全性を確保する必要があります。

安全に関して、食品業界では、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)手法による安全管理が導入され、安全性の向上が図られています。この手法は、「何が危害の原因となるのか」を明確化し、危害の原因を排除するため、重要管理点を重点的かつ継続的に監視することで衛生管理を行うものです。

水安全計画とは、水道分野において、水源から給水栓に至るすべての段階において包括的な危害評価と危機管理を行い、安全な飲料水を常時供給し続けるため策定する計画です。また、2004年WHO飲料水水質ガイドライン第3版において、この手法の考え方について水道への導入が提唱されています。策定期間については、平成20年5月の厚生労働省の通知では、平成23年度頃までを目途に策定が求められています。



(出典:「水安全計画策定ガイドライン(P6)厚生労働省 平成20年5月)

業務実施のメリットや効果

- ① 安全性の向上
- ② 維持管理の向上・効率化
- ③ 技術の継承
- ④ 需要者への安全性に関する説明責任(アカウンタビリティ)
- ⑤ 一元管理
- ⑥ 関係者の連携強化

OECでは、水安全計画策定ガイドラインに準じ、安全な飲料水を供給する有効な方法として水源から給水栓における包括的な危機評価と危機管理の2つの側面から、

- ① 水道システムの評価
- ② 管理措置の設定
- ③ 計画の運用

について「水安全計画」として策定します(ただし、地震による水道システムへの直接の危害は除きます)。



(出典:「水安全計画策定ガイドライン(P7) 厚生労働省 平成20年5月」)